

事 務 連 絡  
令和8年 6月29日

南伊勢町一般廃棄物収集運搬業許可業者 様

南伊勢町環境生活課長

南伊勢町一般廃棄物収集運搬・処分業許可に関する方針について(通知)

平素は町廃棄物処理事業に格別のご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、件名のことにつきまして、別紙のとおり取扱いを行います。収集運搬業の更新にあたっては、適正な業務遂行を確認するため、「一般廃棄物収集運搬実績報告書」の提出が必要となります。

つきましては、別紙の南伊勢町一般廃棄物収集運搬・処分業許可に関する方針をご確認いただき、適切に対応くださいますようお願いいたします。

記

送付書類

南伊勢町一般廃棄物収集運搬・処分業許可に関する方針・・・1通

〒516-0194

三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057 番地

南伊勢町役場 環境生活課

担当：松平

TEL0599-66-1154 FAX0599-66-2166

メール kankyoseikatsu@town.minamiise.lg.jp

令和8年6月10日  
南伊勢町環境生活課

### 南伊勢町一般廃棄物収集運搬・処分業許可に関する方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「法」という。)第7条第1項及び第2項、第7条第6項及び第7項に係る新規許可及び許可更新に関する方針について、以下のように取扱いを行います。

#### ○新規許可申請（令和8年7月1日より適用）

現在、本町は既存の一般廃棄物収集運搬・処分業許可業者で、町内の一般廃棄物の適正な収集・運搬及び処分を継続的かつ安定的に行っている状況にあります。

許可業者の濫立によって、一般廃棄物収集運搬・処分業の需要の均衡が損なわれ、価格競争等で廃棄物が適正に処分されず環境衛生の悪化を招き、ひいては町民の健康や生活環境に被害が及ぶことが懸念されるため、令和8年7月1日から当面の間、法第7条第1項及び第7条第6項に係る新規許可を原則認めないこととします。

#### ○許可更新申請(令和9年4月1日より適用)

新規許可の制限の趣旨及び町内の一般廃棄物搬出量が年々減少していることを踏まえ、当該許可期間中(2年間)に、法第7条第1項の許可を必要とする一般廃棄物収集運搬を必要とする業務又は一般廃棄物処分業(中間処理業)の許可を必要とする業務を一度も行っていない場合であって、特段の理由を除いて、当該許可に対する許可更新を原則認めないこととします。

#### ○例外規定

下記の理由に該当する場合は、上記の取扱いに関わらず例外的に、法第7条第1項及び第6項の許可を認める場合があります。

- 1 本町又は既存の許可業者による処理が困難な廃棄物が発生した場合
- 2 本町又は既存の許可業者の処理方法以外で、一般廃棄物の減量化・資源化の推進となる場合
- 3 本町の一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可を有している状態で、個人が法人化する場合、又は法人同士が合併する場合等新設された法人等(協業化を含む)で、一般廃棄物の収集運搬・処分が適切に行われると認められる場合
- 4 町の許可区分が「災害廃棄物に限る」等の条件付き許可に基づく一般廃棄物の収集運搬・処分業許可である場合
- 5 上記以外で、特別に町長が認める場合